



熊本県公報

号外第 8 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	1
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則	(障害者支援総室)	3
○熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	5
○熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(〃)	6
○熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然保護課)	7
○熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(廃棄物対策課)	9
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	9
○熊本県都市公園規則の一部を改正する規則	(〃)	11
○熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(建築課)	11
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則	(住宅課)	11
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	12
○熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則	(〃)	13
○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則	(〃)	13
○熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則	(〃)	13
○地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	13
○熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(〃)	14
○熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	14
○熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	14
○熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則	(〃)	14
○熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則	(〃)	14
○熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	15
○熊本県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則	(〃)	15
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	(市町村総室)	15

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県規則第 2 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条第 3 号中「総室・室・」を削り、同条中第 13 号を第 14 号とし、第 9 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。
 (9) 委任会計職員 第 9 条第 2 項の規定により委任出納員の事務の一部を委任された会計職員をいう。

第 7 条第 3 項第 3 号中「の出納課に勤務する」を「に勤務する出納専門員を命ぜられた」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 委任出納員は、当該委任出納員の属する地方支出機関に勤務する第 7 条第 3 項第 3 号の規定による会計職員に、支出負担行為（知事が特に認めるものに限る。）に関する確認を行う事務を委任する。

第 38 条第 1 項中「委任出納員」の次に「若しくは委任会計職員」を加える。

第 48 条第 1 項中「委任出納員」の次に「若しくは委任会計職員」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「委任出納員」の次に「又は委任会計職員」を加える。

別表第1の1の項中「熊本県税事務所」の次に「(菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税務課を除く。)」を加え、「新幹線・熊本駅周辺整備事務所」を「熊本駅周辺整備事務所」に改め、同表4の項中「鹿本教育事務所」を削り、

同表の5の項中「菊池地域振興局」を「菊池地域振興局
熊本県税事務所（菊池総務課及び菊池税務課に

に改め、同表 9 の項中「八代地域振興局」を「八代地域振興局
熊本県税事務所（八代総務課及び

に改め、同表10の項中「芦北教育事務所」を削り、同表12の項八代税務課に限る。)」

中「天草地域振興局」を「天草地域振興局
熊本県税事務所（天草総務課及び天草税務課に限る。）」に改め
る。

別表第3中

熊本県税事務所	出納課長	
宇城地域振興局	出納課長	
玉名地域振興局	出納課長	
鹿本地域振興局	出納課長	
菊池地域振興局	出納課長	
阿蘇地域振興局	出納課長	
上益城地域振興局	出納第一課長	
	出納第二課長	
八代地域振興局	出納課長	
芦北地域振興局	出納課長	
球磨地域振興局	出納課長	
天草地域振興局	出納課長	
熊本土木事務所	出納課長	
熊本県税事務所	総務課長	
宇城地域振興局	総務振興課において経理及び出納に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）（以下「経理出納担当課長補佐等」という。）	
玉名地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
鹿本地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
菊池地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
阿蘇地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
上益城地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
	総務出納課長	
八代地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
芦北地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
球磨地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
天草地域振興局	経理出納担当課長補佐等	
熊本土木事務所	総務出納課長	

「福祉課」に改め、同表中 教育委員会事務局の本庁各課 を 教育政策課、高校教育課、

学校人事課及び体育保健課 に改める。

別表第5中

総務企画室長　　を　　総務管理室長　　に、漁業取締事務所　副所長　　を

「

漁業取締事務所	副所長
熊本土木事務所	総務出納課長

に改める。

別表第 6 中「少子化対策課」を「子ども家庭福祉課」に改める。
附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 54 年熊本県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「年金管理者指定届出書」を「年金管理者指定届書」に改める。

第 11 条第 3 号中「年金管理者指定届出書（別記第 3 号様式）」を「年金管理者指定届書」に改め、同条第 5 号中「年金支給停止事由発生等届出書」を「年金支給停止事由発生・消滅届書」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 2 条及び第 11 条関係）

加入番号

年 金 管 理 者 指 定 届 書

年 月 日

熊本県知事 様

(加入申込者)

住 所

氏 名

(電話番号)

印

— — — —)

次の者を年金管理者として指定したので、お届けします。

(年金管理者)

住 所

氏 名

(心身障害者との続柄)

私は、年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護、養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

印

(心身障害者)

住 所
氏 名

注 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「熊本県健康福祉部障害者支援総室」を「熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課」に改める。
別記第29号様式を次のように改める。

別記第29号様式（第11条関係）

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名			
	住 所			
	電話番号	—	—	
支給停止事由の 発生・消滅した日		年	月	日
支給停止 事由発生 の 内 容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。			
支給停止 事由消滅 の 内 容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役若しくは禁錮の刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。			

上記のとおり、年金の支給停止事由が発生・消滅しましたので、お届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(電話番号 — — —)

熊本県知事 様

- 注 1 発生又は消滅のうち、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「支給停止事由発生の内容」及び「支給停止事由消滅の内容」欄は、該当する内容の番号を○で囲んでください。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第4号

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

熊本県障害者自立支援法施行細則（平成18年熊本県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第3条関係)

自立支援医療(精神通院医療)意見書

※重度かつ継続(いずれかに○) ・該当 ・非該当

氏名		年 月 日生(　歳)	男・女
住所			
① 病 名 (ICDコードはF00～F99・G40のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 (2) 従たる精神障害 (3) 身体合併症	ICDコード(　　)	ICDコード(　　)
② 発病から現在までの病歴(推定発病年月、発病状況、治療の経過等を記載)	(推定発病時期 年 月頃 ・ 不詳)		
③ 現在の病状、状態像等(治療を中止したときに予想しうる状態も含み、該当する項目を○で囲む。)	④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他(　　)			
(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他(　　)			
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他(　　)			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他(　　)			
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他(　　)			
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他(　　)			
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他(　　)			
(8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型(　　) 頻度(　　) 2 意識障害 3 その他(　　)			
(9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他(　　) ア 亂用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 エ その他(　　)			
(10) 知能・記憶・学習等の障害 1 知的障害(精神遅滞) : ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症: ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 3 他の記憶障害(　　) 4 学習の困難: ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他(　　)			

5 遂行機能障害	6 注意障害	7 その他()	
(11) 広汎性発達障害関連症状			
1 相互的な社会関係の質的障害	2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害		
3 限定した常的で反復的な関心と活動	4 その他()		
(5) 現在の治療内容		(2) 受診頻度: 月平均	回
(1) 投薬内容:		(3) 精神療法等: 通院精神療法・作業療法・集団療法・デイケア その他()	
		(4) 訪問看護指示の有無: (有・無)	
(6) 今後の治療方針		(7) 現在の障害福祉サービス等の利用状況 (該当する項目を○で囲む。)	
		ア 障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練) イ 共同生活援助 (グループホーム) ウ 共同生活介護(ケアホーム) エ 居宅介護 (ホームヘルプ) オ その他の障害福祉サービス等 カ 訪問指導等 キ その他()	
(8) 医師の略歴 (主たる精神障害が ICDコードF00~F39及びG40以外の場合は、該当する□に印を記入するとともに、精神保健指定医である等、3年以上精神医療に従事した経験を有することがわかるように記載すること。)			
<input type="checkbox"/> 精神保健指定医 (指定医番号:)			
<input type="checkbox"/> 精神科医・その他の医師 (精神医療に従事した期間・主な所属)			

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

診療担当科名

電話番号

医師氏名

印

(自署又は記名押印)

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県障害者自立支援法施行細則の規定により提出されている意見書は、改正後の熊本県障害者自立支援法施行細則の規定により提出された意見書とみなす。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第5号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和45年熊本県規則第42号）の一部を次のように改正する。
別記第12号様式の3を次のように改める。

別記第12号様式の3(第2条関係)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

判定		
1	該当(1級・2級・3級)	2
2	非該当	3 保留

氏 名	年 月 日生()歳	男 · 女	
住 所			
①病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00~F99、G40のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 ICDコード()	(2) 従たる精神障害 ICDコード()	療育手帳(有・無、等級等)
	(3) 身体合併症		身体障害者手帳(有・無、種別 級)
②初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 診断書作成医療機関の初診年月日	年 月 日 年 月 日	診療録で確認・本人又は家族等の申立て
	(推定発病時期 年 月頃 · 不詳)	受診頻度: 月平均 回	診療録で確認・本人又は家族等の申立て
③発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容等(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容等を記載)	*器質性精神障害(認知症を除く。)の場合、発病の原因となった疾患名とその発病日(疾患名 年 月 日)		
④現在の症状、状態等(該当する項目を○で囲む。)	(1) 抑うつ状態 1 心思・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 焦うつ気分 4 その他() (2) 睡眠状態 1 行為心拍 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他() (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他() (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他() (5) 総合失調症等残存状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他()		
	(8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害) 1 てんかん (6)の※に記載すること 2 意識障害 3 その他() (9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他() 7 亂用 4 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること) エ その他() 現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合、その期間 年 月から) (10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害(精神遅滞) 7軽度 4 中等度 9重度 2 認知症 7軽度 4 中等度 9重度		

(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他()		3 その他の記憶障害() 4 学習の困難 7 読み イ書き カ算数 エその他() 5 運行機能障害 6 注意障害 7 その他()																																									
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他()		(11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な关心と活動 4 その他()																																									
⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等																																											
〔検査所見：検査名、検査結果、検査時期〕																																											
<p style="text-align: center;">※ てんかんの場合、以下について必ず記載すること。 (1) 発作のタイプ及び発作の頻度 (該当する項目に○をつけて、回数を記入すること。) イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 () 回/年・月・週 ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 () 回/年・月・週 ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 () 回/年・月・週 ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 () 回/年・月・週 (2) 最終発作年月日 年 月 日</p>																																											
⑥ 生活能力の状態(保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相当の能力と比較の上で判断する。)																																											
1 現在の生活環境 入院・入所(施設名)・在宅(ア 単身・イ 家族等と同居)・その他()		3 日常生活能力の程度(該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。)																																									
2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを○で囲む。)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">で き る</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">で き る</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">が 援助があれ</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">で き な い</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">援助が必要な場合</th> <th style="text-align: left;">できる</th> <th style="text-align: left;">できる</th> <th style="text-align: left;">できない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 適切な食事摂取</td> <td>自発的に</td> <td>自発的に</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 身辺の清潔保持・規則正しい生活</td> <td>自発的に</td> <td>自発的に</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 金銭管理と貯蓄</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 通院と服薬(要・不要)</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 他人との意思伝達・対人関係</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 身辺の安全保持・危険対応</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 社会的手段や公共施設の利用</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 趣味・娯楽への関心・文化的社会的活動への参加</td> <td>適切に</td> <td>おおむね</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		で き る	で き る	が 援助があれ	で き な い	援助が必要な場合	できる	できる	できない	(1) 適切な食事摂取	自発的に	自発的に		(2) 身辺の清潔保持・規則正しい生活	自発的に	自発的に		(3) 金銭管理と貯蓄	適切に	おおむね		(4) 通院と服薬(要・不要)	適切に	おおむね		(5) 他人との意思伝達・対人関係	適切に	おおむね		(6) 身辺の安全保持・危険対応	適切に	おおむね		(7) 社会的手段や公共施設の利用	適切に	おおむね		(8) 趣味・娯楽への関心・文化的社会的活動への参加	適切に	おおむね	
で き る	で き る	が 援助があれ	で き な い																																								
援助が必要な場合	できる	できる	できない																																								
(1) 適切な食事摂取	自発的に	自発的に																																									
(2) 身辺の清潔保持・規則正しい生活	自発的に	自発的に																																									
(3) 金銭管理と貯蓄	適切に	おおむね																																									
(4) 通院と服薬(要・不要)	適切に	おおむね																																									
(5) 他人との意思伝達・対人関係	適切に	おおむね																																									
(6) 身辺の安全保持・危険対応	適切に	おおむね																																									
(7) 社会的手段や公共施設の利用	適切に	おおむね																																									
(8) 趣味・娯楽への関心・文化的社会的活動への参加	適切に	おおむね																																									
⑦ ⑥の具体的程度、症状等(生活能力、家事・就労能力等について)																																											
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況(該当する項目を○で囲む。)																																											
ア 障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)・イ 共同生活援助(グループホーム)・ウ 共同生活介護(ケアホーム)・エ 居宅介護(ホームヘルプ)・オ その他の障害福祉サービス・カ 訪問指導等・キ その他()		上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関の名称及び所在地：																																									
⑨ 生活保護の有無：(有) (無)		電話番号： 診療担当科名： 医師氏名(自署又は記名押印)： 印																																									
*過去2年間の入院歴の有無(有・無)有の場合(医療機関名及び入院期間を記載すること。)																																											
: 年 月 日～ 年 月 日 : 年 月 日～ 年 月 日 : 年 月 日～ 年 月 日 : 年 月 日～ 年 月 日 : 年 月 日～ 年 月 日 : 年 月 日～ 年 月 日		(2) 精神療法等：通院精神療法・作業療法・集団療法・ティケア・その他() (3) 訪問看護指示の有無：(有) (無)																																									
⑩ 現在の治療内容																																											
(1) 投薬内容		(2) 精神療法等：通院精神療法・作業療法・集団療法・ティケア・その他() (3) 訪問看護指示の有無：(有) (無)																																									
⑪ 今後の治療方針																																											
⑫ 医師の略歴(主たる精神障害が I C D コード F00～F39・G40以外のものであって、「重度かつ継続」に該当すると判断される場合は、該当する口にレ印を記入とともに、精神保健指定医である等、3 年以上精神医療に従事した経験を有することがわかるように記載すること。)																																											
<input type="checkbox"/> 精神保健指定医(指定医番号：) <input type="checkbox"/> 精神科医・その他の医師(精神医療に従事した期間・主な所属)																																											

附 則

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されている診断書は、改正後の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された診断書とみなす。

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 6 号

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和 54 年熊本県規則第 2 号)の一部を次のように改正する。
別記第 16 号様式を次のように改める。

別記第 16 号様式(第 15 条関係)

指定獣法許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒

申請者 住 所

電話番号

氏 名

印

職 業

生年月日

年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 15 条第 4 項の規定により指定獣法禁止区域における指定獣法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第 11 項において準用する同法第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

指定獣法の種類			
指定獣法によらなければならぬ理由			
捕獲等の目的			
捕獲等の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
捕獲等の区域			
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量			
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法			

(注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

3 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第7号

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年熊本県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第15条の2の5第1項」を「法第15条の2の6第1項」に改める。

第4条の次に次の3条を加える。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出等）

第4条の2 法第9条の2の4第1項又は法第15条の3の3第1項の認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）が政令第5条の5（政令第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をするときは、省令に定める届出書に、省令に定める書類及び図面のほか、認定証を添付しなければならない。

2 知事は、前項の届出により認定証の書換えを必要とする場合は、認定証を書き換えて交付するものとする。

（認定熱回収施設設置者の認定証の再交付申請等）

第4条の3 認定熱回収施設設置者は、認定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、き損し、又は汚損した認定証を添付して再交付申請書により、知事に認定証の再交付を申請することができる。

2 認定熱回収施設設置者は、認定証の再交付を受けた後亡失した認定証を発見したときは、発見した認定証を直ちに知事に返納しなければならない。

（認定熱回収施設設置者の認定証の返納）

第4条の4 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに知事に認定証を返納しなければならない。

（1）認定を取り消されたとき。

（2）認定の有効期間が満了したとき。

第12条の2第1項中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同条第2項中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改め、同条第3項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

第13条第1項中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同条第2項中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

第14条第1項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第19条」に改める。

第15条の見出し中「廃止」を「休廃止」に改め、同条第1項中「第18条」を「第20条」に改め、同条第2項中「第19条」を「第21条」に改める。

別記第2号様式中「（第3条）の次に「、第4条の3」を加え、「法人にあつては」を「法人にあつては」に改め、「許可証（）の次に「認定証、」を、「第3条第1項（）の次に「第4条の3第1項、」を加え、「、指定証又は登録証明書」を「（認定証、指定証、登録証明書）」に、「、指定又は登録」を「（認定、指定、登録）」に改める。

別記第8号様式の3中「平成」を削り、「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第10号様式中「法人にあつては」を「法人にあつては」に、「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

別記第11号様式中「法人にあつては」を「法人にあつては」に、「第15条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別記第12号様式中「第17条」を「第19条」に改める。

別記第13号様式中「法人にあつては」を「法人にあつては」に、「第18条」を「第20条」に改める。

別記第14号様式中「法人にあつては」を「法人にあつては」に、「第19条」を「第21条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第 8 号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「、土木部都市計画課」を「土木部道路都市局都市計画課内」に、「、次の各号」を「次」に改める。

別表第 1 禁止地域の部第一種禁止地域の項中「第 13 条」を「第 20 条第 1 項」に改め、同部第三種禁止地域の項中「第 26 条」を「第 33 条第 1 項」に改める。

別記第 18 号様式を次のように改める。

別記第 18 号様式（第 21 条関係）

熊本県屋外広告業登録第 号

屋外広告業登録済証

郵便番号()

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）第 21 条の 3 第 1 項の規定に

より次のとおり屋外広告業の登録をしたことを証します。

1 登録年月日 年 月 日

2 有効期限 年 月 日

年 月 日

熊本県知事

印

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第9号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則

熊本県都市公園規則（平成4年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。
第9条の表熊本県テクノ中央緑地の項の前に次のように加える。

本妙寺山緑地公園	駐車場
----------	-----

第11条の表水前寺江津湖公園の項の後に次のように加える。

本妙寺山緑地公園	熊本土木事務所管理課
----------	------------

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第10号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則（平成19年熊本県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第12号中「第14条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則中第5条第9号の改正規定は公布の日から、同条第12号の改正規定は平成23年7月1日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第11号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則

熊本県営住宅管理規則（平成9年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

県営住宅入居申込書

希望用地	受付番号	抽せん順位
団地		
団地		

期限付入居希望	低倍率住戸希望	受付番号	抽せん順位

熊本県知事 様

年 月 日

次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。

(フリガナ)

申込者の氏名

印

現住所	郵便番号 —						電 話	自宅 携帯	
勤務先	名称						電話番号() —		
	所在地						寡 婦 等	年間所得金額	
フ リ ガ ナ	性 別	生 年 月 日	年 令	統 柄	障 害 等 級	勤 務 先 等			
氏 名									

本人	男女	年 月 日	本人		TEL	円			
同居親族	男女	年 月 日			TEL	円			
別居扶養家族	男女	年 月 日			TEL	円			
低層階及びエレベーター設置棟希望			有	・	無	重度障害者(車イス常用)住戸希望	有	・	無

問 申込者又は同居親族名義の持家がありますか。(持分がある場合も含みます。)

はい ・ いいえ

問 現在、公営住宅にお住まいですか。

はい ・ いいえ

はいと答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。

B	同居親族 別居扶養親族 老人配偶者 老人扶養 70歳以上	扶養親族 16歳以上 23歳未満	特別障害者 1~2級等	障害者 3~6級等	寡 婦(夫)		A 年間所得金額(円)
					27万円以上	27万円未満	
所得控除額	38万円 ×人	10万円 ×人	25万円 ×人	40万円 ×人	27万円 ×人	27万円 ×人	所得額 ×人
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
(注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。 2 (太線)の枠内のみ記入してください。 3 「寡婦等」の欄には、該当する場合「○」を記入してください。 4 「低倍率住戸希望」の欄には、低倍率住戸を併願される場合「○」を記入してください。 5 「期限付入居希望」の欄には、期限付入居制度を希望される場合「○」を記入してください。 6 「希望団地」の欄には、希望される団地を2つまで記入してください。 7 低層階及びエレベーター設置棟を希望される場合は、「有」に○をつけてください。 8 重度障害者(車イス常用)住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。 9 申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。 10 申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。							
							C=A-B
							円
							D=C÷12
							円

別記第5号の4様式及び別記第5号の7様式中「熊本県土木部住宅課」を「熊本県土木部建築住宅局住宅課」に改める。

別記8号様式中「特定扶養」を「扶養親族（16歳以上23歳未満）」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県規則第12号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本序の欄中「部次長」を削り、「危機管理監」を「土木技術審議監」に改め、

「総室長」を削り、「首席政策審議員」を「首席審議員」に改め、「首席総務審議員」、「首席統計審議員」、「首席医療審議員」、「首席健康福祉審議員」、「首席環境生活審議員」、「首席商工審議員」、「首席企業立地審議員」、「首席観光審議員」、「首席職業能力開発審議員」、「首席農林水産審議員」、「首席土木審議員」、「首席建築審議員」

」及び「首席会計審議員」を削り、「副総室（室）長」を「センター長」に改め、「環境政策監」に改め、「環政策監」、「廃棄物公共関与政策監」、「労働雇用政策監」、「農林水産政策監」、「農林水産技術管理監」及び「營繕専門監」を削り、「政策審議員」を「審議員」に改め、「総務審議員」、「統計審議員」、「医療審議員」、「健康福祉審議員」、「環境生活審議員」、「商工審議員」、「企業立地審議員」、「観光審議員」、「労政審議員」、「職業能力開発審議員」、「農林水産審議員」、「土木審議員」、「建築審議員」、「会計審議員」及び「センター長」を削り、「課（室）付」を「課（センター）付」に改め、同表地方出先機関の欄中「首席農政審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改め、「保健福祉環境審議員」、「保健環境審議員」、「健康福祉審議員」、「福祉審議員」、「医療審議員」、「商工審議員」、「産業技術審議員」、「職業能力開発審議員」、「農林水産審議員」、「農政審議員」、「農業審議員」、「林政審議員」、「水産審議員」及び「土木審議員」を削り、「税務専門員」を「税務専門員」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 13 号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「各部」の次に「（公室）」を加え、同条第 4 号中「総室・室・」を削る。

第 10 条第 2 項中「総務部管財課長」を「総務部総務税務局管財課長」に改める。

第 44 条第 1 項中「総務部管財課」を「総務部総務税務局管財課」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項中「かかる」を「係る」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 14 号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則

熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「総室・室・」を削る。

第 33 条第 2 号中「第 63 条の 2 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「第 64 条第 3 項」を「第 106 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 15 号

熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和 40 年熊本県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 16 号

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部

を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年熊本県規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則中「の各号」を削り、本則第1号ア中「首席企業審議員」を「首席審議員」に、「企業審議員」を「審議員」に改め、本則第2号中「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第17号**熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則**

熊本県庁舎等管理規則（昭和42年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「総室・室・」を削り、「部次長室」を「政策審議監・部内局長室」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第18号**熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則**

熊本県宅地造成等規制法施行細則（昭和42年熊本県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式、別記第6号様式及び第10号様式中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に、「係印」を「担当印」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第19号**熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則**

熊本県都市計画法施行細則（昭和46年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第26条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第20号**熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則**

熊本県庁用自動車管理規則（昭和46年規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「総室・室・」を削る。

第3条中「者は、」の次に「別に定める」を加え、「（別記第1号様式）」を削る。

第8条中「の各号」を削り、「使用手続き」を「使用手続」に改め、同条第1号中「「府用自動車在勤地内片道使用券」（別記第2号様式）」を「別に定める府用自動車在勤地内片道使用券」に改め、同条第2号中「（使用前）」の次に「別に定める」を加え、「（別記第3号様式）」を削る。

第9条中「総室・室・」を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第 21 号

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所設置規則（平成 10 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則
第 1 条中「九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）鉄道建設事業用地の取得、地上物件等の補償及び同事業の推進に関する事務並びに熊本駅周辺地域等」を「熊本駅周辺地域」に、「熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所」を「熊本県熊本駅周辺整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 22 号

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則（平成 14 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「環境生活部環境保全課」を「環境生活部環境局環境保全課」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 23 号

熊本県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則
熊本県男女共同参画審議会規則（平成 14 年熊本県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務部」を「環境生活部」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 24 号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成 21 年熊本県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「4 の項」を「7 の項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項中「3 の項」を「4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

5 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）による県税の賦課又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- (1) 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又は第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者（以下この項及び第 8 項において「納税者等」という。）
 - (2) 紳士者等の相続人
 - (3) 紳士者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
 - (4) 紳士者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
 - (5) 紳士者等が有する財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - (6) 紳士者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、県の徴税吏員が地方税法の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査する必要があると認められる者
- 6 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年熊本県条例第 33 号）第 1 条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは第

5条第1項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

第3条第2項中「2の項」を「3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「1の項」を「2の項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

同条に次の2項を加える。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又は第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者

(2) 納税者等の相続人

(3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(5) 紳士者等が有する財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(6) 紳士者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(7) 前各号に掲げる者のほか、県の徴税吏員が地方税法の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査する必要があると認められる者

9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第4条第1項中「第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人」を「第7条の連帯保証人（熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則（平成21年熊本県教育委員会規則第13号）附則第2項に規定する者の場合にあっては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人）」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 条例別表第2収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 土地収用法第47条の2（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第8項（同法第124条第2項（同法138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答

(2) 土地収用法第118条第5項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。